

平成30年11月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 平成30年11月20日(火) 13時30分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 泉田 健一

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第5条第1項に基づく農地転用の許可申請
について

議案第2号 農地法第5条第1項に基づく農地転用の許可申請

5. 出席農業委員

議席1 鶴沼久江委員 議席2 欠 席 議席3 大橋利一委員

議席4 欠 席 議席5 欠 席 議席6 西尾富雄委員

議席7 澤上 榮 委員 議席8 泉田健一委員

出席農地利用最適化推進委員

渡部忠吉委員 吉田善一委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

産業課長兼農業委員会事務局長 志賀 睦

主査(併任) 大和田 千歳

7. 開 会(事務局長)

○志賀事務局長

それでは、ただいまより、双葉町農業委員会11月定例総会を開催いたします。会長から挨拶をお願いいたします。

8. 会長挨拶

先日、福島市で行われた福島県下農業委員大会が開催されました。お忙しい中、参加い

ただきありがとうございました。日にちも経っていないうちに本日もお集まりいただきありがとうございます。県の農業委員大会も大変、様変わりしたように感じます。農業も日々、変化しております。変化していくのは当然のことでございますが、農業委員事態も改めて変化していくのだなと実感いたしました。私どもも変化に対応していかなければならないのだと思っております。以上です。

9. 議 事

○志賀事務局長

どうもありがとうございました。

双葉町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となります。会長よろしく願いいたします。

◆議長（泉田会長）

議事に入る前に高木 幸恵 委員、木幡 治 委員、吉田 晴男 委員、農地利用最適化委員 高田 喜寿 委員 より欠席の旨、連絡がありましたので報告いたします。

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しておりますので、これより平成30年11月定例総会を開催いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは、会務報告ということで報告させていただきます。

（会務報告を朗読）

◆議長（泉田会長）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人についてお諮りをいたします。

議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により、会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なしの声」）

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。議事録署名人には6番 西尾 富雄 委員、7番 澤上 榮 委員の両名を指名いたします。

続いて日程第2、議案第1号「農地法第5条第1項に基づく農地転用の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは皆さまのお手元の定例総会の資料の3ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について農地法第5条第1項及び同法施行令第3条の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので審議に付す。平成30年11月20日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

次のページをご覧ください。

内容につきましては、双葉町大字長塚地内の農地9筆となっております。田 計1,636平方メートル 畑 計2,619平方メートル 合計4,255平方メートルのうち1,450平方メートルを戒川の災害復旧工事を行うための事務所設置、仮設道路と資材置場として一時転用するものです。転用期間は許可日から平成31年3月29日までの4か月間を予定しております。土砂流失等の災害を防止するための措置としては、敷地内全体に土木シートを敷設し、30cm盛土を行い、10cmの敷砂利を敷き、隣地に接する箇所は土のうの設置を行い、土砂流失防止対策をします。雨水は河川へ排水、汚水は仮設トイレの設置を行い放流はいたしません。工事完了後は撤去し農地に戻す計画となっております。こちらにつきましては、長塚地区、下羽鳥地区ということで、下羽鳥地区につきましては、木幡 治 委員が調査担当委員となっておりますが、都合が合わず、大橋委員に長塚地区と共に確認していただきました。以上でございます。

◆議長(泉田会長)

本件にかかる調査結果を調査委員である大橋利一委員から報告願います。

○大橋委員

この案件につきまして、平成30年11月8日(木)に現地確認をいたしました。申請内容に相違ありませんでした。また、周辺についても支障がないと判断いたしました。なお、事務局から報告がありました通り、担当地区は長塚なのですが、代理にて調査・確認させていただきました。以上報告いたします。

◆議長(泉田会長)

只今、担当委員から報告がありましたが、質疑・ご意見ありませんか。

(なし)

◆議長(泉田会長)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の農地転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なしの声」)

◆議長(泉田会長)

異議なしと認めます。

議案第1号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

引き続き、議案第2号の「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」を議題といたします。

それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは皆さまのお手元の資料76ページをご覧ください。

議案第2号 「農地法第5条第1項の規定に農地転用の許可申請について」 農地法第5条第1項及び同条第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので、審議に付す。平成30年11月20日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

内容につきましては、根小屋川の災害復旧工事を行うため、工事用仮設道路の設置及び工事用資材の仮置場として使用するための農地の一時転用申請になります。一時転用期間は許可日から平成31年3月29日までとしており、対象地は双葉町大字前田字善能寺地内の3筆となっております。いずれも地目は畑 合計1,390平方メートル。うち、529平方メートルとなっております。議案第1号と同事業です。調査については澤上委員の担当地区となっておりますが、都合により、大橋委員が代理で現地調査を行っております。以上でございます。

◆議長(泉田会長)

本件にかかる調査結果を調査委員である大橋利一委員から報告願います。

○大橋委員

この案件についても平成30年11月8日(木)に現地確認をいたしました。申請内容に相違はありませんでした。周辺についても支障がないと判断いたしました。以上報告いたします。

◆議長(泉田会長)

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

(なし)

◆議長(泉田会長)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第2号の農地転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(なし)

◆議長(泉田会長)

異議なしと認めます。

議案第2号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

以上で、本日の提出された議案は、すべて終了いたしました。

引き続き、下記事項について協議。

- (1) 平成30年12月定例総会の開催及び日程について
- (2) その他
 - ・なし

引き続き下記事項について事務局より報告。

- (1) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
- (2) その他
 - ・なし

閉会時間 14時3分

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会 長 泉田 健一 ㊟

議事録署名人 澤上 榮 ㊟

議事録署名人 西尾 富雄 ㊟